

○南相馬市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則

平成18年1月1日規則第134号

南相馬市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、私立幼稚園の設置者が入園料及び保育料（以下「保育料等」という。）の減免をする場合に、南相馬市が行う私立幼稚園奨励費補助金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付及び額)

**第2条** 市は、私立幼稚園の設置者が当該幼稚園に在園する3歳児（満3歳に達して年度途中から入園した幼児を含む。）、4歳児及び5歳児の保護者に対して、保育料等の減免をする場合は、当該年度における文部科学省の幼稚園就園奨励費補助金交付要綱に規定する補助対象経費のうち、私立幼稚園について定める額の範囲内で補助金を交付するものとする。

(補助金の申請)

**第3条** 補助金の交付を受けようとする私立幼稚園の設置者は、幼稚園就園奨励費補助金交付（変更）申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 幼稚園就園奨励費補助金に係る事業計画書（様式第2号）及び幼稚園就園奨励費補助金事業計画内訳書（様式第3号）
- (2) 保育料等減免措置に関する調書（様式第4号）
- (3) 市町村民税の課税（非課税）証明書又は市町村民税の納税通知書（写し）（生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている世帯については、南相馬市福祉事務所長の発行する証明書）
- (4) 保育料等の額を明らかにする書類及び園則

(決定及び通知)

**第4条** 市長は、補助金交付申請書の提出を受けたときは、補助金の交付をするか否かを決定し、私立幼稚園の設置者に対し、補助金交付（変更）決定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

(変更申請)

**第5条** 補助の交付の決定を受けた私立幼稚園の設置者は、減免額を変更するときは、速や

かに市長に年度幼稚園就園奨励費補助金交付（変更）申請書を提出しなければならない。

- 2 前項の申請があった場合は、前条の例により可否を決定し、申請者に通知するものとする。

（保育料等減免措置状況報告書の提出）

**第6条** 補助の交付の決定を受けた私立幼稚園の設置者は、減免措置の方法を12月28日までに市長に報告しなければならない。

（実績報告書の提出）

**第7条** 私立幼稚園の設置者は、減免措置を完了した後15日以内又は3月20日までのいずれか早い日までに幼稚園就園奨励費補助金に係る実績報告書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（関係書類の整備）

**第8条** 補助金の交付を受ける私立幼稚園の設置者は、保育料等の減免をしたことを明らかにした確認書（保育料等の減免について（様式第7号））を備えておかななければならない。

- 2 市長は、補助金の交付の事務処理上必要と認めるときは、前項の書類の提出を求めるものとする。

（その他）

**第9条** この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成18年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の小高町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱（昭和52年小高町教育委員会訓令第2号）、鹿島町私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則（昭和48年鹿島町教育委員会規則第5号）又は原町市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則（昭和47年原町市教育委員会規則第9号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

様式第1号（第3条関係）

様式第2号（第3条関係）

様式第3号（第3条関係）

様式第4号（第3条関係）

様式第5号 (第4条関係)

様式第6号 (第7条関係)

様式第7号 (第8条関係)

## 幼稚園就園奨励費補助金交付要綱

平成10年6月17日 文部大臣 裁定

(補助の目的)

第2条 この補助金は、家庭の所得状況に応じて保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、公・私立幼稚園間の保護者負担の較差の是正を図るため、市町村（特別区及び市町村の組合を含む。以下同じ。）が実施する就園奨励事業に対して国がその経費の一部を補助し、もつて幼稚園教育の振興に資することを目的とする。